HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ロシア農奴解放期における村落学校制度の再編と「国民学校」
Author(s)	塚本, 智宏
Citation	北海道大學教育學部紀要, 42, 45-69
Issue Date	1983-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29263
Type	departmental bulletin paper
File Information	42_P45-69.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

ロシア農奴解放期における村落学校制度の再編と「国民学校」

塚本智宏

Реорганизация системы сельских училищ и "Народные училища" в период крестьянской реформы в России.

Тихиро Цукамото

目　　次

はじめに …… 45
1. 解放前の初等学校制度 …… 45
2. 農奴解放令と村落学校普及プラン …… 48
3. 国民学校建設一般計画案の作成 …… 57
4. 村落学校政策の展開 …… 63
結びにかえて …… 68

はじめに

ロシアの1860年代は，ロシア史における封建制社会から近代資本主義社会への転換の一つの重要なエポックであったことはいうまでもない。1861年の農奴解放が，その時代の転換の基軸であったこともまたそうである。

この時代の専制政府の初等教育政策も，この1860年代に一つの大きな転換を遂げる。この1860年代の初等学制改革は，極めて複雑な形で行なわれる。1860年代以前の初等学校が様々の省庁や正教監督庁のもとに別個に従属し，各々独自の機能を有していたことから，上からの学制改革の担い手は単一の，すなわち，教育省のみによるものではなかった。しかも，上からの改革に専制政府が踏み切らざるを得なかった1860年代以前の情況が，1860年代を通じて，専制政府と社会運動との対抗関係において存続しており，そのような1860代に内在する激動の歴史過程に改革が進められるのである。1860年代の初等学制改革は，専制政府が1860年代の農奴解放をはさむ2つの時代の初等教育政策の転換を農奴解放に適応させつつ一つの長期的展望を有して行った改革であるとともに，その過程に生起した新らたな事態に対応して政府が行った政策の結果でもあった。本稿では，特に農奴解放の過程に規定された前者の改革に限定して，1860年代の初等学制改革の意味について検討を加える。

以下の叙述では，解放前の初等学校制度について簡単な素描が与えられ，次に，1861年の農奴解放令によって規定された村落初等学校制度の意味について検討され，解放令作成を経て現われて来る「国民学校建設一般計画案」のもつ意味について，最後に，この時期の村落学校政策の展開について検討される。

1. 解放前の初等学校制度

1860年代以前の初等学校制度は，教会付属学校(1)（宗務院管轄）を除けば，都市部に存在した教区学校（教育省管轄）と村落部に存在した種々の村落学校とがあった。後者は，その土地及び農

奴の身分的性格によって区分されており，制度上，1828年大学管下ギムナジア及び諸学校令によれば，地主地及び国有地の農奴の村落学校は教育省が管轄し[2]，皇室領の農奴の村落学校は皇室領庁が管轄していた[3]。しかし，実際には，地主地の場合，それは地主の恣意に委ねられており，組織的な形では存在せず（例えば1851年のサンクトペテルブルグ学区の調査では，この学区（4県）にわずかに4校であった[4]），教育省が地主地の学校に関与することはなかった。また，国有地の場合，その土地及び農奴を管理する国有財産省が，後に触れるような特別法を作成し，これに基づく政策を展開していた。

1828年法は，よく知られているように，身分別学校制度を確定しようとしたものであり，ギムナジアには，貴族地主，郡学校には，「商人，職人及びその他の都市住民」，教区学校には，「最も下位の身分を含む人々」を優先的に入学させることを方針としていた[5]。先に触れたように，教育省の管轄の1828年法下の教区学校は実際には都市部にしか存在せず，そこに通う者の基本的部分は，都市の住民層が占めた。従って，1828年法に基づき政策を進める教育省管轄のギムナジアー郡学校ー教区学校（この体系は連続していない）というタテの系列に位置する最も下位の教区学校に並んで，制度上存在する地主地農奴の教区学校そして，国有地農奴の村落学校（正確には，「村落教区学校」）と皇室領農奴の村落学校（同，「管区学校」）とが存在しており，1828年法が目指していた身分別学校の方針が，「最も下位の身分」に属す村落住民身分の存在する村落部において，すそのを拡げる形で，貫かれていたといえる。1850年代後半より，教育省は，その管轄下のギムナジア，郡学校，教区学校の系列の体系的整備に着手し，1860年3月に，「教育省管轄下初等・中等学校法令案」を公表するに至る。他方，教育省の改革案の作成準備とは，別個に，国有地及び皇室領の学校の新らたな政策展開と，さらに，これとほぼ同時に農奴解放の準備と解放令の公布施行が行われる。本稿では，この過程を，つまり，主として，村落学校改革の動向を追うことになる。その前に，解放前の国有地と皇室領の農奴のための学校について若干触れておかなければならない。

国有地の場合，1830年の同地の村落の郷書記を養成するための学校（「郷学校」）を契機としつつも，1837年に，大蔵省から国有財産省が独立して後，同省大臣キセリョーフ（Киселев, П. Д. 1788～1872）の農民改革のもとで，「村落教区学校」の普及が開始される。この村落教区学校は，1842年に制定された2つの勅令と省訓令[6]を基盤として，1850年代半ば頃までに，主として郷レベルに普及していた（1853年の時点において，2565校，生徒数113,351人，うち，19,653人は女子）[7]。学校の設立は，省の地方行政機関，県レベルの管理院長官とその支配下の郡レベルの管理区長による設立地域選定，それらによる村団，郷への設立奨励（要請），これに対する村団，郷の設立請願，これへの地方行政機関の許可という形で行なわれた[8]。これらの学校の維持は基本的に農民団体によって行なわれたが，同省から団体へのわずかな補助金が与えられていた（毎年約26万ルーブルから約42万ルーブル[9]）。この村落学校改革は，国有地農民の宗教道徳的「改善」を主眼としたものであり，1842年11月23日付勅令によれば，「村落民子弟がそれらの学校で，神の法によって示されている自己の義務を根源的に理解しそして農村生活の環境において必要なすべてのものについての理解を得る」[10]ためとされている。職員は，地方の教区司祭とその他の僧侶身分の者であった[11]。

さらに，国有財産省の他に，皇室領庁が，制度上も教育省とは，全く無関係に村落学校普及策を展開していた。

同庁も，国有財産省の初等学校政策の展開とほぼ同様であり，1828年より書記養成のための

学校設立から出発し，1830年代に入って，農民の初等教育機関として，国有地の管理区にあたる管区（プリカース）の皇室領庁の地方行政機関に付属して設立され，農民団体の維持による「管区学校」に発展し，ある程度の普及を見て来た（1853年に，その数は204校 生徒数7,477人）。[12] この学校の教員は一時，特別の教員養成機関で養成されていたが，1840年代に入って，ほとんど僧侶（教員）に学習が委ねられることになっている。[13]

両官庁の学校の教科目は，教育省管轄の教区学校のそれとほぼ同様であった（神の法，世俗語及び教会スラヴ語の読み方，書き方，算術四則計算）。しかし，僧侶教員への依存のため，算術教育の弱点が，指摘されていた。[14]

これらの両省庁は，1859年頃から，後にも述べるように，以上のような政策を引き続き展開するとともに，「読み書き学校」と呼ばれる簡易な初等学校の普及策を開始する。

これらの2つの土地における村落学校に対し，地主地の場合，そこでの村落学校は，全くとるに足りないものであった。先に触れたサンクトペラルブルグ学区に関していえば，国有財産省管轄の村落学校は226校（生徒数，7,207人），皇室領庁管轄の村落学校は25校（同，917人）に対し，地主の維持による学校は4校（同，77人）であった。[15] しかし，この4校は，ようやく1840年代に現われて来たもので，学校が国有地等で農民の宗教道徳的改善にある程度の効果をもつとの，ごく一部の地主の認識を反映したものであった。この1840年代には，地主の経済団体，例えば，モスクワでは，帝国モスクワ農業協会の内部には，「宗教・道徳を基盤とする読み書き普及委員会」が発足する。[16] また，帝国サンクトペテルブルグ経済協会でも，実現に至らなかったが，同様の委員会設置の動きがあった。[17] とはいえ，その後も，地主地で村落学校が急速に増えた事実はない。再び同様の地主の動きが現われるのは，農奴解放の直前になってである。そのうち，ロシアの著名な文豪トルストーイによる農民のための学校は有名である。

さて，以上の国有地，皇室領，地主地の村落学校のうち，それ自体が急速に変化ししかも他への強い影響を有するようになるのは，地主地での村落学校改革の動向である。いうまでもなく，1861年2月19日の農奴解放令は，旧地主地の農奴[18]に対するものであり，これが，農民に対する社会経済的諸条件を一般的に規定し，村落学校の問題も，当然，これに規定された。

我々は次に，1861年の農奴解放令とそこに付随する形で練られたプラン「村落学校について」を検討しなければならない。

註

(1) この学校は，宗務院が，1836年10月29日付「村落住民子弟の初歩的学習に関する規則」に基づき，地方教区の僧侶に対して，その「学習」に関与することを奨励して来たものであった（≪Журнал министерства народного просвещения（в след. ЖМНП)≫, 1862, №2, отд. IV. стр. 83）がその存在は，1850年代中頃に統計上約5000校を数えたがほとんど紙上のものであったといわれている。

(2) 1828年法，第6条，第8条，第9条を見よ（Хрестоматия по истории педагогики, под общей ред. С. А. Каменева, том IV, часть I, сост. Н. А. Желваков, М., 1936, стр. 251.）

(3) В. И. Чарнолуский "Начальное образование в первой половине XIX столетния," История России в XIX века, том IV, СПб., (1907～?), стр. 105.

(4) А. С. Воронов, Историко－статистическое обозрение учебных заведений С. Петербургского окуруга с 1829 по 1853 год, СПб., 1854, стр. 238.

(5) 郡学校と教区学校については，1828年法，第46条，第4条を見よ（Указ. хрестоматия, стр. 255, 251）。 ギムナジア入学の際の貴族地主優先のための明確な規定はないが，実際に，19世紀の前半におけ

るギムナジアの身分構成では，貴族は，8割を占めていた。（海老原遥，「夢想と反動と批判と」，『世界教育史大系15（ロシア・ソビエト教育史Ⅰ）』，講談社1976年，151ページ参照）。

(6) 1842年6月27日付勅令「国有村落の村落教区学校の設立について」と同年11月23日付勅令「国有村落の村落教区学校の整備に関する実施方策について」と，同年の国有財産省訓令「国有地農民村落の村落教区学校管理令」の3法令である。

(7) Н. М. Дружинин, Государственные крестьяне и реформа П. Д. Киселева, том Ⅱ, М., 1958, стр. 249－250.

(8) Н. М. Дружинин, там же; Свод учреждений государственных и губернских, часть вторая (учреждения губернская) (Свод законов Российской Империй), СПб., 1842, стр. 244, 549.

(9) Н. М. Дружинин, там же, стр. 249.

(10) Полное собрание законов, том 17, отд. 2, №16248, СПб, 1842.

(11) Там же, том 17, отд. 2, №15794; Н. М. Дружинин, указ. соч., стр. 107.

(12) А. С. Воронов, указ. соч., стр. 236.

(13) В. И. Чарнолуский, указ. статья, стр, 105－106.

(14) Н. М. Дружинин, там же, стр. 253.

(15) А. С. Воронов, указ. соч., стр. 238.

(16) ЖМНП, 1859, №7－9, отд. VII, стр. 125.

(17) ЖМНП, 1862, №6, отдiv, стр. 164.

(18) 1858年の全農民（成人男子）人口は，14,306,674人であり，その内，地主地農民は，6,577,159人（45.97％），国有地農民は，6,772,375人（47.34％），皇室領農民は，957,140人（6.69％）であった（Н. М. Дружинин, Русская деревня на переломе 1861－1880 гг., М., 1978, стр. 9）。

2. 農奴解放令と村落学校普及プラン

1856年3月にツァーリアレクサンドルⅡ世が，「農奴制は，それ自体が下から廃止される時を待つよりも，上から廃止した方が良い」との有名な声明を出した後，農奴解放令が，1861年2月にツアーリの裁可を受けるまでには，1858年～1859年にかけての解放令作成の準備のための各県貴族委員会の召集とそこでの解放令案の作成の過程と，これを受けての，法典編纂委員会による解放令案の作成（同委員会の召集時期は1859年3月より1860年10月まで[1]）の過程の，主として二つの段階があった。

政府は，解放令作成の準備過程の当初から，「読み書き」の普及の項目を解放令に組み込もうとしていた。最初の貴族委員会が召集されたヴィルナ県に関していえば，1857年11月に，内務大臣ランスコーイ（Ланской, С. С., 1789～1862）は，ヴィルナ県総督に秘密文書をあてていたが，そこには，既にこの問題が触れられていた。ヴィルナ県貴族委員会が草案を作成する際に，その草案には，「農民の間に読み書きと有益なる手職を普めるために必要な措置」が示されなければならないとの指示がなされていた[2]。これを始めとして，1858年から1859年にかけて，ほぼ中央ロシア全県での解放令案作成のための県貴族委員会の召集がなされるが，その貴族委員会の活動要綱第14項には，「現在のところの読み書きのできる農民の数と存在する読み書き普及の手段」について，報告するよう要求している[3]。先の文書が，「必要な措置」を構ずることを積極的に要請していたのに対して，活動要綱は，現状を把握するための基礎作業としての位置に下げられている。

しかし，読み書きの普及が何らかの形で必要であるという前提は後者にも存在している。これに対し，ほとんどの貴族地主層は，従来からそうであったように，この当時においても，農民の教育に無関心であったばかりでなく，「読み書き普及有害論」さえ広く流布した。(4)

貴族委員会が作成した諸法案において，この項目に関する彼らの反応は，極めて冷淡なものであった。1859年の4月までに48県の委員会が召集されていたが，それらが作成した諸草案のうち，この項目への言及があったのはわずかに8県の委員会だけであった。しかも，それらの言及は，読み書き普及に対する否定的な評価が大部分であり，貴族地主層の読み書きに関する態度は例えば次のようなものであった。「読み書きを普及する方法など全く存在しない。かりにあったとしても，それはいつになれば実際のものとなるか。教育施設はない。そして私は荒れた土地を購入して何よりもまず農民のほんとうの生活を改善することを配慮して来た」，あるいは，「何にもまして，農民は耕作に従事しているのであり，それが故に，自分の子どもに読み書きを学ばせることは極めてまれなことであり，……農民のための読み書き普及の方策などは有益であるというよりも有害であるところの方が大きく，本領地においてそれは存在しない」という回答がほとんどであった。(5)

内務省は，このように貴族地主層の政府への回答が極めて不満足なものであったなかで，1860年の5月に，モスクワ，トゥーラ，ペンザの3県を対象地域として，独自の調査を企画している。この調査は，陸軍大佐フィロソーフォフに委任され，「地主領の学校建設の方法を地方において研究すること，同領での学習の方法を研究すること」を目的として行なわれた。この調査結果は，その一部が，「モスクワ県およびトゥーラ県の地主領農民子弟の学校設立に関する提言」として，『教育省雑誌』にも掲載されている。(6) この報告は，地主領の学校を調査したものとしては，おそらく始めてのものである。制度上は，地主領での学校（教区学校）は，教育省の管轄のもとにあったが，基本的にはこの所領の学校設立は地主の裁量に任されており，教育省はそこへの干渉もまた現状の把握もなし得ていない状況であった。従って，フィロソーフォフの調査のように，地方レベルでの読み書きないし学校に関する現状把握の調査やこれに基づく提案は，改革や政策展開に極めて重要な位置を占めたことはいうまでもない。『教育省雑誌』（1861年，1月）に掲載されているフィロソーフォフの「提言」は主として三点，①農民の間での読み書き能力はどのような状況にあるか，②読み書き普及の可能性，③どのような種類の学校から設立を開始することができるか，についてである。第一の点については，引用するまでもないが，「今日地主領では読み書きのできる農民は極めて少ない，より正確にいえば，全くいない」との結論を示している。ただしいくつかの「学習」の機会が見られたことを付け加えている。一方は農民自身がそれを希望している場合で，他方は地主によって設立維持されている学校の場合である。前者について，彼は，そのようなケースは例外に属すとしつつも，「その例外はわずかにモスクワに近い村落や集落のみだが，そこでは農民が自ら自分の子どもの学習について配慮し進んで学習のためのわずかな金を払っている」と指摘している。これに対し，後者の場合，「地主によって設立され維持されている学校は，モスクワ県とトゥーラ県に若干存在しているが，……農民達は，殊にトゥーラ県(7)では，自分の子どもを学校に通わすことを進んでしようとはせず，〔地主の ── 筆者註〕強制なくして通わすことは稀れである」との対照性を指摘している。(8) ここに示される対照は，農民の学習や学校に関する農民自身か地主かのイニシアティヴの差異によるものとして論じられているが，のみならず，そこでの「学習」の内容にも規定されていたと思われる。各々の内容についての直接の言及はないが，フィロソーフォフが前者のケースについて地主の立場から次のように述べているところからある程度の推測は成り立つ。先のモスクワ近郊の村落では，「世俗語（ロシア語）と教会スラヴ語の読み方，書き方，そして数

え方の学習……彼らの教育はこれらに限られており，宗教的にも道徳的にも発達を遂げていない[9]」と，つまり「宗教道徳的発達」を遂げるための「神の法」の科目が存在していないとの不満を述べていたのである。

以上の現状把握との関連で，第三の問題，つまり，どのような種類の学校から設立していくかについていえば，いうまでもなく，それは，農民自身による設立のもので，地主によるものではなかった。それは，地主一般が読み書き普及に否定的であったという事情によるのみならず，わずかな数の地主による設立維持の学校に農民は進んで子どもを通わせようとしないという調査結果によるものであった。そのうえで，今後，農奴が地主の手から離れる解放後の問題が現われて来る。つまり，どのような種類の学校を設立維持するかは，農民自身の資金によるか国庫によるかという問題と関わっていた。

フィロソーフォフは，第三の点について次のように提言している。「現在のところ，農民のために正しく組織された学校を建設することはその可能性もないし，また，有効性もない……そのような学校の建設には巨額の支出が伴うし，また，農民の間で読み書きが有効であるという理解はほとんど存在しない」しかし，「徐々に，現在の地主領農民の態度の変化を通して読み書きが有効であるという理解が現われつつある時，政府の最も小さな助成があれば，当の彼ら自身による村落学校の建設は疑いを得ない。[10]」ここにみられるように，「正しく組織された学校」，「巨額の資金を伴う」学校とは，政府の資金による学校を意味するが，フィロソーフォフの提案は，この形態を避け，「政府の最も小さな助成」を背景とした農民自身による学校の設立維持という形態を主張している。その際に，徐々に現われつつあるという「読み書きが有効であるという」農民の理解や先にみた例外地域の農民自身による学校の存在が過大に評価されている。政府の「助成」のうちに国庫補助を含んでいるかどうかわからないが政府のなすべきことと当面設立する学校の具体的な種類について次のように述べている。「ほんのわずかづつでも農民の間に学ぶ希望を拡めること，また，このためにも，初期には，小さな私的な学校を村落に十分設立すること[11]」が必要であると。このように，彼の提言は，政府にとって巨額の支出を伴うことのない，農民自身の資金による「小さな私的学校」の普及のために，政府はそこへ農民を促すための一つの「助成」策を行えばよいというもので，この路線は，これ以降，当面の策として，実現しない「改革」の諸プランの一方で政府によって実際に進められるものとなる。

最後に，第二の点について触れておくと，これは読み書きを普及するための条件の問題である。ここで述べられている条件とは，「教官」―僧侶と貴族地主の関与の問題だけである。トゥーラ県とモスクワ県では，「教区数は多くはなく，広くもなく，教官，つまり司祭や補祭も十分におり，〔農民の学習にあたる ― 筆者註〕自由な時間を有している」[12]と他に比らべ恵まれた条件にあることを述べている。しかしこの2つの県の地主地で十分に読み書きが普及していないことに対し，彼の結論は，ただ，「貴族と僧侶が協力すれば読み書きが急速に普及することは間違いない[13]」と述べたに止まった。従来からの学校設立に関する地主の私的な発意に依存する形態や「教官」＝僧侶という発想から何ら先に進むものではなかった。

さて，以上のフィロソーフォフの調査結果は，解放令の編纂にあたる法典編纂委員会に内務省を通じて，伝えられていた。地主地村落における読み書き普及の方策は，この委員会においてどのような形で制度化されることになるか。これを以下に検討しなければならない。

法典編纂委員会には，解放令への補足的規定を検討するために特別委員会が設置され，そこで村落学校に関する普及策について検討された。[14] この委員会が作成したプラン「村落学校について」

は，編纂委員会が会期を終える直前の，10月1日と7日の2日間で審議している[15]。この日程も示すように，このプランは，解放後の旧地主地の村落行政機構の改革に適合させるべく構想されたものである。また，これは後に，全域的な普及プラン（「国民学校建設一般計画案」）作成の際の重要な文書となる。

さて，このプラン「村落学校について」は，農民の教育をどのような意味において考え，村落学校の普及をどのように構想していたであろうか。

このプランの前文には，村落学校の必要性，その意義について次のように述べられている。「特別委員会は，まさに村落学校が切迫して必要であることを認め，農民の資力や必要に応じてそれらを設立することが農民生活を改善するうえでの根本的方策のひとつであると見なす。この問題は，農民身分の道徳的改善や我が国の農業の改良に関わる点で重要であるのみならず，それは現在，政府によって予定されているあらゆる改革の実現とも密接に関わっている。現在，予定されている諸決定の大部分は，農民身分が新しい規程によって付与される権利と義務を認識するであろう状態になってはじめてその目的を遂げるものであり，つまり，農民の間に読み書きと彼らの生活に必要な初歩的知識を普及することなしには，それは確かに不可能である」また，「読み書きの普及は政府の命令を知る唯一の手段であり，さらにしばしば全く根拠のないうわさを伴う実現不可能な期待や盲目的な信仰に無分別にもとりつかれることを予防する最も有力な手段である。[16]」以上のように，編纂委員会では，農奴から解放される農民の子弟の教育は，農民の「道徳的改善」や，また，「我が国農業の改良」とに「関わる」ものとして，重要であるとの認識に立っているが，前者はともかく，後者の位置づけがどれほど現実的な意味を持つものとして考えられたかは疑問である。その前者の点とともに，政府は，明らかに第三の点，つまり，「あらゆる改革」の「実現」の条件としての読み書きないし有益なる知識の普及という点に力点を置いている。この点は，二つの意味を有している。ここで念頭に置かれている「あらゆる改革」は，農奴解放を中心として，農民の社会生活に関わる諸改革，特に，農民の身分団体による自治や地方自治制改革のことと思われるが，これに関連して政府内には農民（旧農奴）に予定している「権利」や「義務」を彼らが「正しく」理解することが可能であるかという懸念があったのである。政府は，このプラン作成の直前に，1858年の農民騒擾（規模は解放直前のピーク）を経験していたが，その少なからぬ部分が，農民の間での「自由」乃至「解放」のうわさの拡がりによって，増幅されていたことは政府内の共通の認識であった。そのことは，先の引用にも，「全く根拠のないうわさを伴う実現不可能な期待や盲目的な信仰」という言葉となって，現われており，これを何とか「予防」しなければならないという上層の認識であった。「あらゆる改革」によるロシアの農村社会の近代化に向けた一歩前進のために必要な農民の初等教育の課題と，農民の大規模な反乱や騒擾への予防としての農民の教育の課題とが抱き合わせの形で政策的に位置づけられたものといえる。これは，この時代以降の専制の農村初等教育政策の特徴[17]であり，一つの転換を意味するものであった。さて，次に，この政策課題は，どのような形で実現され得るものとして考えられていたかを検討しなければならない。

村落学校の普及の方策は次のように考えられていた。当面の学校設立の目標を，少なくとも5000校とし，政府は，その設立維持経費の半分を国庫（年額62,5000 руб., を超えない範囲）によって負担し，この額を「将来達成するまでの，国民教育事業に対する政府の補助金の最低限」と見なし，これを達成した際には，政府が提供した補助金は，「国民の福利を向上させたものとしての，また，彼らに教育への志向を喚起させたものとしての」役割を演じたものとなっており，その時には，政府の補助なしに，学校の設置義務を実施する方向で，政策を進めていくことが可能にな

るのであろうという見通しに立っていた。[18] ここに至ってはじめて，政府の側で，地主地での初等学校の全域的普及の具体的な見通しが提示されたといってよい。残念ながら，この設置義務がどのような行政単位でまた，どのような維持主体で考えられていたかは明確ではないが，解放前の農村学校普及策の経験は国有地において存在しており，ほぼ郷レベルに，一校の村落学校の設置維持が，農民からの税徴収を財政基盤として存在して来ており，おそらく，将来においてこのような方向において設置義務が考えられていたと思われる。

また，当面の方策としては，次のような点に基づき，村落学校を普及していくことが構想された。

第一には，「私的発意の方法で望む者すべての農民子弟の学習を許す」，その際に「常に一般教育を与えることを優先する[19]」と，前者の点に関わり，就学義務の問題が反対の議論として現われたかどうかはわからないが，少なくとも「すべての農民子弟の学習を許す」ことが確認されている。チャルナルースキーによれば，このことに関連して，委員会は次のように述べていた。「読み書きの私的な学習は我々のもとで存在しており，それは現在至るところで，法に反して，その権利を享受しておらず学習を禁ぜられている者に対しても行なわれているが，かかる私的な学習から有害な結果は指摘されていない。[20]」ここにいう「学習を禁ぜられている者」というのはいうまでもなく農奴のことであり，彼らを含めて「望む者すべての農民子弟の学習」は許されるべきことが確認されているのである。ただし，その際の学習には，先の引用に明らかなように教育省の教育内容の段階性，一般教育の「優先」が貫ぬかれるべきだとしている。[21]

第二には，村落学校の「設立は，これに対する農民団体の希望が表明され，彼らの側からのこれに必要な条件〔つまり，維持費用等 ― 筆者註〕が提供されるであろうところでのみ行なわれる。しかし，学校の設立における政府の側からの村団への物質的援助は必要である[22]」との方向が，打ち出され，農民団体，すなわち，郷と村団が学校設立維持を希望することを前提として，これに政府の補助を行うという方針が述べられている。ここには，すでに見たフィロソーフォフの当面する村落学校普及策に関する提言が基本的に貫かれているといってよい。ただその際，農民自身の希望が，郷，村団という新らたに編成する農民団体の希望へと制度化されていることは忘れてはならない。

第三には，その際に設立される学校について，「村団には，学校建設における広範な自主性を与える。諸設備，学習年限，学年度の設定の問題で何らかの厳格に定められた要求によって村団を拘束しない[23]」というように，読み書きの学習に関する様々の形態を許すとしており，これは，農民団体の希望による学校設立維持という形態のいわば代償であった。[24] 郷レベルについては，しかし，はっきりと「郷の資金で維持される郷学校の設立は望ましい」，また，「分散している郷の間で，巡回学校を開設することを許す[25]」としている。これらは従来国有地において採用されて来た措置であった。[26]

第四に，「村団には，学校の管理における広範な関与を行う権利を与える。これに際して，委員会は，最も教養のある身分としての貴族を関与させることが特に望ましいと判断し，監督職の設置を予定した。この職には当地方の地主，司祭そして一般に学校の近隣に住む名士や読み書きのできる者をひき入れる[27]」としている。これは村団に学校の完全な管理を任すことはできず，このことは，一般に，農奴解放全体においてそうであるが，結局のところ，旧来の農奴－地主の関係を「村団」－「監督職」（貴族地主層）の関係へと行政的に再編する発想が基底となっている。

第五に，しかし，学校の維持が基本的に委ねられる農民団体の長には，経営管理は委任されることが考えられ，「学校の経営部門の管理は，郷スタロースタ，（郷長）と村スタロースタ（村長）

に負わせられる」[28]ものとされた。

以上の村落学校の教員として考えられた者は，主として地方の僧侶（司祭）であった。政府が補助金を提供する際の条件として，少なくとも，生徒数が25人以上いることが最低の条件で，50人以下の学校では，「学習はすべて(「神の法」に限らず，他の科目も――筆者註）地方司祭に委任し彼には，年額100 руб」，50人以上の学校では，神の法教員に50 руб，その他の科目の教員に150 руб. が支払われるという三種の学校が想定されている[29]。ここから明らかなように，村落部の初等学校が当時ほとんどそうであった50人以下の学校では，地方司祭が教育にあたるものとしてしか考えられていなかった。先の貴族地主層の「監督職」への再編と同様，僧侶の教員への動員という，これらの旧来からの支配層への依存は，改革の主体の性格をよく現わしている。

以上，農奴解放令制定に至る過程をみてきたが，貴族地主層の多くが，農民の読み書きには関心をもたずまたそれに反対すらある状況のなかで，一部の貴族地主層のうちの，ツアーリの改革に期待を寄せる部分に支持されつつ，政府は，編纂委員会の特別委員会において，農民の読み書き普及を，農奴解放に位置づけ，これが必要であるとの認識に立ち，その具体策を模索していたといえる。

さて，その特別委員会のプラン「村落学校について」は，農奴解放令が制定される時点で，再検討されることになるが，一応解放令には，このプランと同時に考えられた，旧農奴の教育や農民団体と村落学校の関係が制度化されることになる。以下に，1861年2月19日に制定された農奴解放令を検討しよう。

農奴解放令（「農奴的従属から脱却する農民に関する一般規程」）は，総則（第1～20条），農民の諸権利を規定する第1章（第21条～39条），農民の自治機関に関して規定する第2章（第40～163条），農民の諸義務を規定する第3章（第164～207条）とから構成されており教育に関わる諸規定は，以上の解放令のうちに散りばめられている[30]。

旧来の農奴には，解放令によって，どのような教育に関する権利が与えられたか。その前提として，彼らには，「人格と財産に関する自由村落住民身分の諸権利」が与えられる（第2条）[31]ことになり，その「自由村落住民」として，彼らには「自らの子弟を一般教育施設に（общия учебныя заведения）通学させること及び教育職（учебный），学術職（ученый）や測量部門の職に就く」[32]（第29条第4項）権利が与えられることになった。こうして，旧来の農奴には，ようやく，教育施設に地主の意志によってではなく自らの意志によって子弟を通学させることが制度上はじめて認められた。これによって，ロシアのすべての身分が教育施設において教育を受けることが許容されたことになる。その限りでこの農奴解放令のもつ意義はけっして小さなものではない。従来，この点は軽視されて来た。同時に彼らには，「教育職」や「学術職」等の道が開かれ，彼らが，教育や研究の場における活動の機会を得る方向も形式上認められた。とはいえ，これら後者のことが実質上どれほど意味を有していたかという点からすれば，これを積極的な形で評価することはできない。農民のために考えられた教育の機会は，すでに見て来たとおり，村落部の初等教育施設や読み書きの学習のみであった。

そしてまた，教育の機会の前提としても旧農奴が他のすべての身分と同等の地位に立つものでなく，身分制は強固に存続することが想定されているのである。旧農奴は，「村落自由住民身分」に編入され「格上げ」されて，従来の国有地農民と同レベルに達したのみで，依然として，ツァーリ，貴族，官僚や僧侶の「下位」に位置する下層身分であった。その最も重要な指標は，彼らが人頭税を支払う担税身分として存在し続けたことであった。このことは，解法令第29条第4項の先の

教育に関する権利の後半の部分に関する但し書きに明らかで「この方面に関し自由担税身分のために規定されている規則に従い，担税身分からの除籍証明に応じて[33]」，先の3つの職に就くことができるという規定に明確に示されている。

さて，この解放令が教育について規定しているのは，先の条項の他は，成立過程に明らかなように，村落初等教育施設あるいは読み書きの学習といった初歩的教育のみである。これに関する諸規定は，旧農奴が従来の農村共同体（ミール）を基礎に再編される「村団」と「郷」という農民の身分的自治機関の管理事項のうちにあり，先の条項が「個人的権利」としてあったのに対し，これは身分団体の権利としてあった。

農民団体の運営に関する規定では，村団内の村スホート（村会）は「読み書きの学習に関する協議と請願」を行い（第51条第8項）[34]，郷内の郷スホート（郷会）は，「郷学校の設立」を決める（第78条第3項）[35]とされている。また，村団あるいは郷による会計のものであれば，村団レベルの「学校」は村スタロースタが，郷レベルの「学校」は郷スタールシナがそこでの「秩序の監督」をなす（第58条第8項[36]，第84条第9項[37]）とされている。以上のように，農民の村スホートと郷スホートが，学校や読み書きの事項を自ら協議し，村団は，上位の行政機関への請願を通じて「読み書きの学習」の機会をつくり，郷は自らが学校を設立する機関として位置づけられ，それぞれの農民団体の長がこれを管理，監督するものとされている。

これらの財政的保証に関する点については，共同体（ミール）的義務（「国家的義務」，「地方的義務」と並ぶ税徴収の地域的機能的区分）として，村団と郷の「内的必要を充足する」ために，「農民諸団体は，必要な場合，その資金に応じて，……村落学校の創設，教員の維持……のために，共同体税を定めることができる」（第177条[38]）と規定されている。

以上の解放令に示される村落学校の設立，維持についていえば，基本的に，農民団体は，学校の設立や読み書きの学習に関する措置を構ずることができ，そのために必要な資金を自ら提供することが許可され，農民によって選ばれる長がこれを管理，監督するという，最低限の一般規定が与えられているだけである。とはいえ，解放前の農奴の初等教育が地主のいわば専横に任せられていた状態から比らべれば，農奴解放を契機に，農民自ら，より厳密にいえば，農民団体という身分的団体自らが，学校を設立する権利を得たという点で，それは一つの進歩であった。後にはゼムストヴォによる学校の設立維持と並んで，この農民団体による学校の設立維持は，専制の初等教育政策の重要な基本的単位として，革命前のロシアにおいて基本的に効力を保ち続けるのである[39]。

ところで，農奴の「解放」は，旧地主地の農民それ自体の身分の地位を変化させたのみならず，他の身分の地位との関係で身分制を当然変化させた。19世紀の前半を通して，身分制において，特に村落住民身分の間に差異を発生させて来ており，既に国有地の農民は，制度上，「村落自由住民身分」に格上げされていたが，この農奴解放によって，旧地主地の農奴は，これと同じ身分的地位に昇格されることになる[40]。既に1850年代末には，皇室領農奴にも，この同じ身分が与えられており，ロシアの農民は，制度上，均質で単一な「村落自由住民身分」へと統合されていく。さらに，ここで，当然旧来から存在する都市の「自由身分」（非担税身分は除く）との関係も生じて来る。

こうして，農奴解放は，下層大衆の身分の統合，均質化に一つの大きな契機を与え，そのことによって，「国民学校」に関する問題が明確に政府内において認識されるようになる。

註

(1) 菊地昌典著『ロシア農奴解放の研究』，御茶の水書房，1964年，380ページ。

(2) В. И. Чарнолуский, "Начальное образование во второй полвине XIX столетия," История России в XIX века, том VII, СПб, 1909, стр. 115.

(3) А. А. Корнилов, Очерки по истории общественного движения и крестьянского дела в России, СПб., 1905, стр. 218.

(4) 読み書き普及有害論者の代表は，著名な言語学者であるダーリ（Даль, В. И., 1801～1872）である。詳細は以下参照。К. Д. Ушинский, собрание сочинений, глав. ред. А. М. Еголин, М. Л., 1948, стр. 634.

(5) Указ. хрестоматия, стр. 334.

(6) ЖМНП, 1861, №1, отд. IV, стр. 20－27.

(7) トゥーラ県の地主領に関する他の資料によれば，ここは他に比べて若干の進展を見せていた例外の地域に属するが，1858年に同県には8校の地主立の学校があった（В. И. Чарнолуский, указ. стр. 125）。

(8) ЖМНП, 1861, №1, отд. IV, стр. 20－21.

(9) Там же, стр. 21.

(10) Там же, стр. 21－22.

(11) Там же, стр. 22.

(12) Там же, стр. 21.

(13) Там же.

(14) 法典編纂委員会そのものの構成については，菊地前掲書376ページ参照。このうちから特別委員会の委員が選出されたが，そこで特に注目されるのは，帝国モスクワ農業協会付属読み書き委員会の幹部の一人でもあるА. Д. ジェルトゥーヒン，国有地の学校政策に関わって来た国有財産省の中央官僚А. П. ザブロッキー＝デシャトーフキーである。特に前者の関与していた読み書き委員会は，1858年11月15日の総会以来，「現在の必要に合わせて委員会の活動を再検討」することが行なわれ始めていた。その総会では，農業協会の副会頭シーポフ及び過去の40年代に同委員会が発足する際に主要な役割を演じていたマースロフがそれぞれ次のように述べていたことは注目すべきである。「現在，国父陛下の御意志により，農民身分に属す大部分の国民はその活動の範囲を拡げねばならぬ新らたな権利を受ける時にあり，彼らへの宗教道徳を基盤とする読み書きの普及は，我が協会の特別な配慮を，ますます切迫したものにそして価値あるものにしている（シーポフ）。」「今，何百万かの人々の教育の必要性は，農民の解放の問題と不可分のものとなっており，宗教道徳を基盤とする読み書きの全国的普及のための特別委員会でのその事業を結合させて来た我が協会は，我々の銘，「祈り励めよ」を実行する，最も慇懃なる我が君主がその博愛に満ちたる目的を，すなわち，農民に自由を与えることに協力する。これが為には，欠くべからざる啓蒙を伴う確固たる宗教道徳の基盤が，その要石となる。人間がこれなくして自由を良く扱うことは困難である（マースロフ）。」（ЖМНП, 1859, №7－10, отд. VII, стр. 125, 127.）これらはこの総会での共通の認識となったものであるが，農奴解放を控え，ツァーリに忠実なる貴族地主層が，彼らの「農奴」に，「自由」，「権利」を与えるための条件として，「宗教道徳」を基盤とした，「読み書き」ないし「啓蒙」が必要であるという認識を有していたことを示すものである。一方国有財産省のデシャトーフスキーは，その国有地での農民教育の問題に通じていた官僚であり，その経験から，村落学校普及の措置に関する諸提言をなし得た数少ないメンバーの一人である。教育省は，もちろん法典編纂委員会には直接関与できなかったが，村落学校に関する制度的な統一，連携を保つために，特別委員会への参加が認められ，1850年代末には，教育省国民教育局長に昇格していたヴォロノーフと，『教育省雑誌』編集局長サハロフがここに参加している（В. З. Смирнов, Реформа начальной и средней школы в 60-х годах XIX в., М., 1954, стр. 58）。

(15) В. З. Смирнов, там же.

(16) Н. П. Малиновский, "Очерки по истории начальной школы,"《Русская щкола (в след. Р.Ш.)》, 1912, №11, стр. 66 ; В.И. Чарналуский, указ статья, "Начальное образование во второй половине," стр. 115 ; В.З. Смирнов, там же, стр. 57 — 58.

(17) 後に，1864年以降，しばしばゼムストヴォは村落部の初等学校に義務教育を実施すべきであるという請願を行うが，それらの請願には次のような目的の表明がなされて来る。ポルタヴァ県を例にとると，同県のコンスタンチノグラード郡の郡ゼムストヴォ会議は，1866年に「あらゆる我が初等学校が，とりわけ農村初等学校が頭を痛めているところの教説による過激な騒擾や反乱を避けるためにいつも規則正しく子どもが学校に通うよう親に義務づける」ことが必要であると請願を決議していた（ЖМНП, 1867, №6, стр. 185）。また，1870年代の初頭にいくつかのゼムストヴォが請願を行っていたが，これらの請願について，ヴォロノーフは，そのゼムストヴォの「動機」について，1874年に「現在，現皇帝の偉大なる諸改革が国家のあらゆる身分を公的な事業に引き入れたが，自治の権利を有しこれらの権利を然るべき形で行使する農村の農民もそのような身分の一つであるのだが，彼らは，その知能の未発達と文盲のために，その可能性を奪われてしまっている」というところにあると述べている（ЖМНП, 1874, №12, отд. IV, стр. 111）。

(18) В. И. Чарнолуский, указ. статья, стр. 116.

(19) В. З. Смирнов, там же, стр. 58.

(20) В. И. Чарнолуский, там же.

(21) ここで詳しく述べる余裕はないが，教育省の改革の準備の過程で，常に教育の最初の段階では，職業教育的内容ではなく，「一般教育」を与えることが必要であるとの共通認識がつくられていた。この点についての詳細は別の機会にゆずりたい。

(22) В. З. Смирнов, там же. ところで，スミルノーフは，この特別委員会の「村落学校」のプランについて，これを次のように評価している。「委員会の諸結論は，委員会によって村落学校網の基礎に自発性の原則が設定されているということを示している」，また，教育省が作成した「初等・中等学校法令案」との対比においては，「委員会の諸結論，教育省の初等及び中等教育施設法案の基礎に，特に初等学校の下級の群の部分において，設定された一般的諸原理と原則的に異なるものではない。ただそこでは学校網の発展における基本的な方法として団体のイニシアティヴが認められ，学習におけるあらゆる強制が拒否されるというテーゼがさらにはっきりと強調されていることは除くが」（В. З. Смирнов, там же, стр. 59）。後者の引用中の「一般的諸原理」とは，スミルノーフによれば，例えば広汎な住民層にとっての学校への最大限の許容性，学校の組織化における私的社会的イニシアティヴの自由等である（См. там же, стр. 25 — 30）が，これらに明らかなように，特に学校の設立のあり方をめぐって，「自発性」や「強制」や「イニシアティヴ」等の極めてあいまいな概念によってその法案を「原則的」に評価したり，これらを利用して諸法案を比較分析したりしている。彼は，先の最初の引用に続けて，委員会が学校の設置義務を「拒否」したことと委員会によるその理由づけについて述べているが，先にみたように，このプランは将来において学校の設置義務を展望していたのである。このプランを「自発性の原則」を有するものと評価することはできないだろう。また，このプランと教育省の法案とを安易に比較することは許されない。前者は，地主地の村落学校のみについて，その普及計画を検討したものであるのに対し，後者は，教育省管轄下のひとつの体系を有する初等・中等学校に関するもので，また，初等学校の部分の規定に限ったとしても，地主地のみならず国有地や皇室領の村落学校を包括するものであり，さらに，普及計画を図るものでもなかった。これらを吟味したうえで始めて比較検討は有効なものとなるだろう。ただ，教育省の法案（1860年3月公表）との関連で述べておくなら，このプランで，スミルノーフがいうように，「団体のイニシアティヴが認められ」たのは，教育省の法案作成時から1860年の秋までの農奴解放令の作成の過程で，地主地村落の行政基盤として農民団体の設置が明確になり，地主地の村落学校がこれを基盤とする方向が定まって来たことによるものである。このことは，後の経過からして極めて重要なことであり，このプランの教育省の法案と「原則的に異なるものではない」部分の例外として評価され得る事柄ではない。

(23) В. З. Смирнов, там же, стр. 58.

(24) 先のフィロソーフォフの提言には，農民が「私的な学校」を設立する際に「可能な限りわずらわしい形式主義」や「面倒な文書報告」は排除すべきだと主張されていた（ЖМНП, 1861, №1, отд. IV, стр. 22.）。

(25) В. З. Смирнов, там же.

(26) Н. М. Дружинин, указ. соч., Государственные крестяне и реФорма П. Д. Киселева, стр. 249.

(27) В. З. Смирнов, там же.

(28) Там же.

(29) Там же.

(30) Полное собрание законов Российской Империй, Сер. Ⅱ, Том 36 отд. Ⅰ, №36657, стр. 141－169.

(31) Там же, стр. 141.

(32) Там же, стр. 145.

(33) Там же.

(34) Там же, стр. 148.

(35) Там же, стр. 152.

(36) Там же, стр. 150.

(37) Там же, стр. 154.

(38) Там же, стр. 166.

(39) ただし，この改革期において，ゼムストヴォは，初等学校の維持に関して，農民団体と同様の法的位置を与えられなかった。1864年1月1日制定の「県郡ゼムストヴォ機関規程」によれば，村落学校を含む「国民教育に関わる援助に関与（同規程第2条第7項）」（*Полное собрание законов Российской Империй*, Том 39, отд. 1, 1864, №40457, стр. 2）するとの位置づけを与えられたに止まる。

(40) 国有地の農民は，「自由村落住民」と規定されている（"Свод учреждений государственных и губернских," часть вторая（учреждения губернская), Свод законов Российской Империй, изд. 1842 Г., ст. 1095）。

3. 国民学校建設一般計画案の作成

前節でみた法典編纂委員会の特別委員会が作成したプラン「村落学校に関して」は，解法令を基礎に，2月19日に成立する農村建設総委員会（農奴解放令の中央実施機関）の手によって実施されることが予定されていた。ツァーリは，2月10日の大臣委員会の席上で教育大臣コヴァレフスキーに，このプランの実施に関する教育省の見解をまとめるよう命じ，その最終見解を後日，同総委員会での審議に付すよう求めた(1)。これは，ここに至るまで，地主地の村落学校に関する政策は直接教育省が担うものとして位置づけられて来なかったことを示すものである。これに対しコヴァレフスキーは，ようやく4月7日の大臣委員会の席で，自らの見解を表明した。そこでコヴァレフスキーは，初等学校を農奴解放に位置づけている先のプランに基本的に同意を示した。「国民学校の問題が農民問題に関わり政府が予定している諸改革が成功のうちに実現されることと密接な関わりを有している」(2)と。これに続けて，彼はあらゆる省庁の，教区学校，初等の村落学校そして一般にあらゆる初歩的な諸学校の建設は，その「学務」上の点で，教育省の管轄に属すべきものであるが，「財政」上の点では，各省庁に属すべきであるとの見解(3)を表明した。後者の点についていえば，教育省は国有地や皇室領で各々の管轄庁が行っているような税制措置をとる権限もなく，教育省自身

の予算上からも，教育省に属す事項ではないことを表明したものである。しかし，先のプランを実施する際に，地主地以外の，国有地及び皇室領さらには鉱山区での初等学校との連携を図る必要があり，そこで，ロシアの初等学校建設の一般計画を作成することを提案し，そのために，初等学校を管轄するあらゆる省庁の代表から成る特別委員会の設置を提案した(4)。

大臣委員会はこの提案に同意し，次の2点を決定した。1)「教区学校，初等村落学校，そしてその他のあらゆる初歩的諸学校の建設一般計画を作成すること」，2)「同委員会によって作成された法案は教育省を通じて農村建設総委員会において1861年11月1日までに，検討されるよう提出すること(5)」。

こうして，解放前における各省庁の政策において各々異った機能をもつ初等学校の政策課題及びその実現の統合へ向っての第一歩が踏み出された。

この委員会が実際に設置される1ケ月前の6月18日の大臣委員会において，教育省の学術委員会で再検討されていた教育省管轄の初等・中等学校改革案の，初等教育に関する部分を独立させ検討することが確認されている(6)。つまり，他の省庁の初等学校と並ぶ初等学校としても検討するよう求められたのである。

こうして，7月28日には，特別委員会が召集され，その活動を開始している。この委員会の構成は，教育相の提案に従って，各省庁からの特に教育部門の責任者を代表として召集している（右表参照）。
ここには，この期の初等学校を管轄するほとんどの省庁が登場している。

特別委員会の構成(7)

教育省国民教育局局長，デリャーノフ
宗務院付属神学教育行政局長官，ウルソーフ
国有財産省第一局次官，オポーチニン
皇室領庁，ティューチェフ
内務省異信仰宗務事業局次官，フォンシコリッツ
大蔵省鉱山局，ポレティカ

この特別委員会が，一般プラン作成の際に用いた文書のひとつは，国有財産省によって作成された法案，「村落住民への教育普及策規程案」であり，これは，国有地および皇室領の村落の学校管理に関する従来の諸規程，法令を再検討し，作成されたもので(8)，7月31日付文書として教育省のもとにも送付されていた(9)ものである。この文書とともに，編纂委員会で作成された先の「村落学校について」のプラン，及び，教育省学術委員会で作成された「一般教育教育施設法案」（初等教育，「国民学校」と「読み書き学校」に関する部分）の計三点が，建設一般計画を作成する際の材料として利用された(10)。これらの文書のうち，特別委員会が，学校建設一般計画として特に重視したのは，前二者であることはいうまでもない。これら両者において，国有地及び皇室領と地主地というロシア全上における学校建設，特に全村落学校建設の展望が明らかにし得るからである。ただしかし，国有地及び皇室領では，既に村落学校が一定程度普及していた段階の上に立っての「普及策規程案」であることは無視されてはならない。この国有財産省案について，若干触れておかなければならない。

国有財産省がこの案で，新らたに構想，提起したのは，9才から12才の間の両性の児童に，「神の法」と「読み方」の課程を1年間で修めさせることを最低条件とする彼らの親への義務を制度化することであった(11)。ここでは，学習のための特別の支払いは免除され，学習用品や書籍は無料で保証されることが考えられた。学校は1教区（1郷にあたる）に少なくとも1枚を設置し，これを補完するものとして，「巡回学校」や巡回教員の制度が考えられた。これらの財政的基盤は，県レベルで徴収される「学事税」によって保証されるものと考えられた(12)。

国有財産省は，それまで同省の下で，村落教区学校を郷（教区）レベルの僧職者を招へいすることによって維持して来たが，この経験を基礎に，学校を教育省へ移管することを考えていた。「規程案」では，教区レベルの学校の学習の方向に対する最も密接な監視は当該地方の僧侶に，郡レベルでは，学校の管理は，教育省の下の県学校管理官に従属する郡学校視学官が負うものとし，さらに管理官が，県レベルで，学校設置の数，地域の選定，教員の養成，選出，維持，解雇，賞与，視学の任命等の任務を負うものとした[13]。すでに述べたようにこの管理官の職務は，これまで，国有財産省の地方機関，県レベルの管理院長の任務として存在していたものである。また，「規程案」では，学校の行政指導の最高機関は教育省であると規定されていることからしても[14]，この時点で国有財産省は，皇室領庁と共に，両地の学校を教育省に移管することを考えていた。

最後にこの国有財産省作成の「規程案」における村落学校の課題の規定について触れておくと，先の学校の課程終了の最低条件，「神の法」と「読み方」の修得にも見られるが，同案では学校の目的は，「宗教－道徳的観念と村落住民に共通に有益なる知識を普及すること[15]」とされている。この規定は，従来国有地の村落教区学校政策の基礎としてあった1842年の国有財産省訓令での学校の目的規定，「農民の宗教・道徳教育と農村生活に有益なる知識を普及すること[16]」をそのまま踏襲していることは明らかである。ただこれに，皇室領の農民にも普及し得る「共通」性が付加されたに過ぎない。

さて，特別委員会は，以上の国有財産省案と先にみた編纂委員会のプランを主たる材料として，「国民学校建設一般計画案」を1861年10月頃までに完成している。この「計画案」は，全8章89条から成り，都市および村落における全「国民学校」の組織的建設を目指したものであった。同計画案第1条は，「国民に宗教的かつ道徳的観念を確固たるものとするために，そして，あらゆる村落身分と都市住民下位階層に初歩的にして各々にとって共通に必要なる知識を授くるために，村落諸団体と都市諸団体により至るところに，人口に応じた必要数の学校が設立される[17]」と「国民学校」建設の課題を規定している。ここで注目すべきことは，「国民」という制度概念が明確に現われていることである。国有財産省案における国有地と皇室領の「村落住民」，編纂委員会のプランにおける旧地主地の「村落身分」これらが，この計画案でいう「あらゆる村落身分」であり，これらの農民と教育省が教区学校において主として教育を与える対象として来た「都市住民下位階層」が，一つの同じレベルの階層となり，共通の場をもって教育を受けるこの「国民」が現われて来ている。従来の下層レベルでの身分別教育を包括する場としての「国民学校」と下層身分を統一する包括的な概念としての「国民」とが現われて来た。

そして，この「国民学校」の課題は，「国民に宗教的かつ道徳的観念を確固たるものとする……初歩的にして各々にとって必要なる知識を授くる」と規定されたが，この規定は，先にみた国有地と皇室領の農民の学校に関する国有財産省案によるものであった。これをさらに逆のぼるなら，それは，1840年代より展開されて来た国有財産省の村落学校政策の課題を引き継いだものであったともいえる。つまり，この国有地農民に対する村落の「宗教道徳教育」を主眼とする初等教育の課題は，皇室領の，そして，旧地主地の農民の教育の課題であるとともに，都市下層身分の教育の課題へと一般化されて来たことにもなる。1864年初等国民学校規程第1条で，「国民に宗教的かつ道徳的観念を確固たるものとし，初歩的にして有益なる知識を普める」[18]と規定される際の，「国民」，また，「国民学校」とは，以上のような内容を有するものであったといえる。

さて，この「村落身分」と「都市住民下位階層」を実質とする「国民」が「国民学校」で受ける「知識」範囲については，第2条で，その統合の内容として，「国民学校は，教育省によって規

定される初歩的知識の教授の課程を有する[19]」と規定している。この学校での教科は，第58条によれば，「神の法」，「祖国語」及び「算術」の三教科[20]であった。

学校の建設計画の概略を示せば先の一条の目的規定にみられる通り，学校の設立は，村落諸団体，および，都市諸団体によって設立され，それぞれの団体の成員及び「教区」を構成する「信徒」からの税徴収を，設立・維持の財源とし，都市部では，人口1000人に少なくとも1校[21]，村落部では，各「教区」に少なくとも1校の設置を義務づけることをねらっていた[22]。学校の目的規定と同様，村落学校に関する学校の設立維持の単位は，先にみた国有財産省案に沿ったものといえるだろう。しかし，それ以上に，農民の「団体」が，農奴解放を経過し，村落部において，共通の行政単位として成立し，これが都市の諸「団体」と同じ位置に規定されていることも無視してはならない。これを基礎に，将来において，学校の全国的な設置義務を制度化する構想が生まれて来たといえるだろう。

しかし，以上に述べた国民学校建設計画は，これを作成した特別委員会が，自ら表明しているように，即座に実施するものとしてではなく，将来において実施する案として考えられていた。この法案の冒頭の註では次のように述べられている。「本法案の諸規定は，現在存在しているあらゆる名称の農民が一つの村落身分に統合され，郷が新らたな構成で最終的に編成され，また，これに伴って，各地域の学校維持資金もまた定められるであろうその時期に関するものである。[23]」この点については，この法案への「解説論文」では次のように述べられている。「現在，様々な官庁の種々の農民の経済管理の制度において，来たるべき変化を考慮し，特に各地域に学校を設立するための最適地を指定することや学校の維持のために，各村落団体の資金を定めることなどはなすべきではない。なぜなら様々の名称の農民が将来一つの村落身分へと統合することによって，村団や郷の現在の区分や境界が根本的に改正されるのであり，これに伴い，多くの郷の構成や範囲，各々の行政的範囲や経営管理の執行の範囲，さらに，団体が現在管理している資金の規模も改正されるからである[24]」と。後にもみるように，ここでは特に，皇室領と国有地の農民の解放は，この時点で，農村建設総委員会のなお検討中の課題であり，これらの土地での農民の解放と地主地で始められた解放とのズレが消える時期において始めて，計画が実現されることを述べたものであった。

ところで，この「国民学校」の設立維持に関して，「解説論文」では次のような言及がある。「国民学校」を建設するに際しては，正しく組織化された学校の建設は必要だが，これには巨額の出資を伴うものでありこれは現在不可能であると述べた後で，「事業そのものの本質からすれば，村落学校が特に不足しているところでは，村団の会計で設立維持されなければならない[25]」と述べている。ここでは，先にみた解放令において，「学校の設立」や「教員の維持」に関する事柄が，「国家的義務」でもなく，「地方的義務」でもなく，その身分団体の「内的必要を充たす」，「ミール的義務」に位置づけられていたことを思い起こす必要がある。村落の学校は，その学校に通う身分に，「本質」的に位置づけられているのである。

ただし，当面の策としては，村団による設立維持は，「政府が自己の資金によって国民教育の普及を促進するそのあらゆる志向や準備を，村団が見習うことなしには不可能であろう[26]」と，若干の補助を予定していることを述べていた。

さて，こうして特別委員会は，「計画案」の実施を将来的な課題[27]として確認する一方で，この「計画案」とは別に，将来に備えての，「移行措置」が必要であるとして次のように述べている。「すべての農民が一つの村落住民に合流するに伴い村落学校を最終的に建設するための一般的な原則とは別に，現在の国民的な学習の発展のために採用し得る若干の予備的措置を示すことが必要で

ある[28]」と。これに続けて，以下の９点を定めている。

第１には，「あらゆる名称の農民が一つの村落身分に合流」するまで，各々の農民を管轄する各省庁が従前どおりの財政負担を負い，国有地農民と皇室領農民の学校，そして，鉱山区（旧農奴の）学校は，従来通りの条件で，設立維持される[29]。

第２には，地主地の解放途上にある「一時的義務負担農民」の学校については，「現在，読み書き普及は特に微弱である」として，内務省が，県農事委員会（農村建設総委員会の地方機関）を通して，村団に学校開設を促している。ここでの財政は，同委員会がミール（村団の母体であった）団体のプリガヴォール（訴願）を許可する形で，農民自らが税徴収するところを基礎とし，同時に，「可能な限り」地主の学校維持への参与を説得している。この方向での政策を進めていく[30]。

第３には，旧地主地農民を近接の国有地，皇室領，鉱山区の農民の学校で通わすことを奨励する。

第４に，その逆で，旧地主地農民の学校には，国有地，皇室領及び鉱山区の農民の通学を許可する[31]。

第５に，あらゆる省庁下の初等学校での，「都市の学校ばかりでなく，村落の学校での学習の適法性の監視は，現在においても，例外なく教育省に委任される」とし，ただし，「学習が正教とキリスト教道徳の精神において貫かれているかどうかの監察は，教区司祭が負う」こととする。各学校の教員は，従来通り，教育省の地方官吏であるところの県学校管理官が，学校を管轄する当該官庁の地方当局との交渉を経て，任免する[32]。

第６に，すべての村落及び都市において，私人に読み書き学校の開設の権利を与える。ただし，その開設，設立者，教員の名称や資格については，県学校管理官に各々のルートで報告することが義務づけられ，同管理官は正教管区の長へ連絡することとなっている。正教管区の長は，正教信徒の子どもが学ぶその学校で，教会従事者が招れているかどうかを監視することと彼らへの報酬に関する対策，神の法教員が雇えない学校に対する対策が任務とされている。県学校管理官と神の法教員は，学習の全般の傾向を監察する[33]。

第７に，学校の長は，教育省で認可された教科書が使われているかどうか，また，神の法については，宗務院で認可された書籍が使われているかどうかを監察する[34]。

第８に，特別に養成された経験のない者についても，教職に就くことを県学校管理官の事前の検討を通して，これを許可する。教会従事者で，教区での僧職務と両立し得る場合には，この者に，県学校管理官の裁量で，神の法の教員の職のみならず，一般の教員の職に就くことも許可する[35]。

第９に，「教育省には移行期において国民学校のための教員を可能な限り多数，特別養成する方策を探究すること」が委任されるとしている[36]。

以上のように，「あらゆる村落身分」の「統合」に至る過渡的な段階においては，「学務上」の統一を図る一方で，あらゆる省庁の政策展開を継続することを確認したのである。1864 年に至って成立する初等国民学校は，この延長線上にあった。この時点から，すでに 1864 年規程は，過渡的な制度として考えられていた。

註

(1) " Объяснительная записка к проекту общего плана устройства народных училищ" (Замечания на проект устава общеобразовательных учебных заведений и на проект общего плана устройства народных уччлищ, СПб., 1862), стр. 18.

(2) Там же.

(3) Там же, стр. 18－19.

(4) Там же, стр. 19.

(5) Там же.

(6) Н. П. Малиновский, указ. статья, стр. 69.

(7) Указ. объяснчтельная записка, стр. 19－20.

(8) Там же, стр. 20.

(9) В. З. Смирнов, указ. соч., стр. 60. スミルノーフは，この国有財産省案について，これが国有財産省によって独自に作成されたものという位置づけでこの案を検討している。がしかし，これが，ロシアのどの地域，土地に適用するものとして構想されたのかということについては全く無視している。国有財産省がなぜこの法案を作成したのかという前提の吟味がなされていない。単に旧来，この国有地において村落学校を有していた経験で，この案の作成を試みたのではない。解放後の国有地と皇室領の学校建設，維持を図るプランを考えなければならなかったのである。

(10) Указ. объяснительная записка, там же.

(11) В. З. Смирнов, указ. соч., стр. 60.

(12) Там же, стр. 61. 暖房費だけは村落の費用に負うとされた。

(13) Там же.

(14) Там же, стр. 60.

(15) Там же.

(16) ЖМНП, 1860, №1, отд. VII, стр. 37.

(17) "Проект общего плана устройства народных училищ" (указ. соч., Замечания на проект ……), стр. 1.

(18) Указ. хрестоматия, стр. 350.

(19) Указ. проект, стр. 2.

(20) Там же, стр. 10－11.

(21) この数は，8才−10才の児童がロシア総人口の5％を占めるという試算にもとづき算出されている (Указ. объяснительная записка, стр. 25)。

(22) 同「計画案」第2章〜第3章，第8条〜第33条（См. указ. проект, стр. 2－6）を見よ。

(23) Там же, стр. 1.

(24) Указ. объяснительная записка, стр. 21.

(25) Там же.

(26) Там же.

(27) 1865年から1866年にゼムストヴォ制が施行されて間もなく，いくつかの県と郡のゼムストヴォが，「義務教育」「就学義務」の実施に関する審議を行い，これを政府に請願していた。これに対して，この時の教育相トルストーイは1866年度の上奏報告書で，「現在においてはそれを決定することは時期尚早である……国民に通学の義務を要求することよりも，現在実施に移されている政府の予め予定された成果が現われることを待つことが必要なのである。…… 学校数が増大し，学校を国民が彼らにとって当然のものとして確信するようになり，今日まで何らかの自己の任務として行って来ている教員維持が保証されるようになり……こうして初等教育の基礎が確立してこそ，実際にこの問題の解決に着手する可能性が生まれる……」(ЖМНП, 1868, отд. I, стр. 52)。

(28) Указ. объяснительная записка, стр. 21−22.

(29) Там же, стр. 22.

(30) Там же.

(31) Там же, стр. 22－23.

(32) Там же, стр. 23.

(33) Там же.

(34) Там же.

(35) Там же, стр. 23－24.

(36) Там же, стр. 24. 師範養成制度はようやくこの頃から考慮し始められ，1865年から，教育省のもとで，郡学校付属の養成所がつくられそこで「国民学校」の教員が養成されることになる。この詳細の検討は別の機会にゆずる。

4. 村落学校政策の展開

既にみたように，各省庁の政策は，当面，従前どおりの形態において，継続展開されることが特別委員会で確認されていた。それは，特に，農民諸身分の統合，また，村落部における財政制度の統一の進展に規定されるものであった。旧地主地，国有地，皇室領の土地，及び農民や農民団体に対する村落学校の設立と維持の問題としては，内務省，国有財産省，皇室領庁の三者によって，独自にまた，それらの協議によって，解決する可能性を有していた。

これらの三省庁は，1860年代を通じて，どのような政策を展開していたであろうか，これを以下に検討しよう。

国有地及び皇室領での村落学校は，既にみたように，1830－40年代以降の，特に郷レベルでの普及策が展開されて来た。その後，この両省庁は，1850年代最末期より，今度は簡易な読み書き普及の措置を急速に展開し続けていた。これらはいったい何を目指すものであったか。

国有財産省は，1859年12月に，回章「国有財産省村落教区学校建設改善策」を，各県レベルの管理院にあて発送している。そこには，「村落学校の最終的建設のために，さらに強力な改善を要する」と述べつつ，以下のように同省の地方行政機関のいわば怠慢に対する叱責を行っている。「学校の遅々とした発展の大きな原因は，省の地方行政機関，殊に管理院長及び区管理長が地方の学校状況を十分把握しておらず，学校の必要性を追求していないことに，従ってこのために自らが利用し得るあらゆる資金や手段を学校に与えていないことにある。(1)」同回章では，以上のように述べた後で，以下の8点を，「最終的建設」のための措置として採用することを命じている。

1. 地方村落における学校設立地選定に関する管理院の義務の再確認，2. 郷役場に設立されている学校の教室や役場そのものの改造増築の許可，3. 学校教官の「適性」，「思想穏健性」，「誠実性」に関する管理院による監視と教官の任免の義務の再確認と「誠実なる教官（僧侶……筆者）」への「賞与」による教官の活動の「奨励」，4. 通学や学習の「功利性」に関する農民の「確信を喚起させる」ための地方行政機関の奨励策，5. 農民への「宗教・道徳教育と農村生活に有益なる知識の普及」という学校の課題・目的の再確認，6. 「聖歌」教育の促進，7. 教育期間の3年制の再確認と職業科目選択の有効性，8. 女子教育の奨励。(2)

この回章の他に，1860年の前半には，特に僧侶の教職への招へいのための奨励策－教官への奉給制度の整備，「熱心な」教官の教育活動の「成功」に対する特別手当，(3) また，女児教育のための教会従事者の妻の招へい策(4)――等に関する回章が出されている。これらの措置とともに，教会従事者の家や農民の家屋を読み書き普及の場として利用することが奨励されている。(5)

以上のような一連の諸「措置」は，従来の同省の政策の基本路線を変更するものではないが，農奴解放を目前に控えて，従来の教区学校の停滞を打開し，この学校を中心とした周辺への簡易な

読み書き普及と宗教・道徳教育の強化を図り，この地の農民の解放に備えることを目的としていたと思われる。同時に，村落学校の「功利性」に関する農民の「確信を喚起させる」ことは，将来の解放後に，これらの学校が存続する際に特に必要な条件でもあった。

皇室領庁の場合においても，事情は同様であった。1859年に，同庁の地方の管理局長 ── 国有財産省の管理院長に相当する ── に向けて，回章「村落学校の改善及び皇室領住民の間への読み書き普及特別措置」を発送している。そこでは，「地方住民が，自分の子弟に読み書きを学習させることを，期待し始めさせることを目的として，…… 臨時の学校を開設する便宜を図ること，そしてそれとともに，これらの学校は，農村の空き家に設けられること」を命じていた[6]。その際に，「庁〔皇室領庁 ── 筆者註〕の側から一度可能な限りの書籍や学習に必要なあらゆるものに対する援助が行われる」と一定の補助を行っていた[7]。

以上のように，1861年の農奴解放をはさんで，両省庁に共通する「措置」として，より下級の簡易な学校ーこれらは読み書き学校と呼ばれた ── ，の普及と同時に，「学校や学習」に対する「期待」や「確信」を，農民の間に普め，定着させていこうとする政策が展開されていた。

これらの両省庁の策は，ある程度の成功を収めたといえるであろう。

国有財産省が1850年代末に「改善策」を展開する直前の1850年代中頃では，同省管轄下の全初等学校（「郷学校」，「村落教区学校」）数，及び生徒数は，約2550校，約11万人[8]であった。これが，1865年には約2750校，約13万7千人へと増加し，これらの他に，簡易なタイプの学校（「読み書き学校」）が，1859年末以来の政策の結果として，3842校（生徒数，83128人）新設されている[9]。

皇室領庁管轄下の学校も同様である。1853年までに，管区学校は204校（生徒数7477人）であった[10]が，1860年には243校（生徒数，8280人），1863年には，376校（生徒数，11394人）へと増加し，この他に1850年代末より設立されて来る簡易なタイプの学校（「私立村落学校」）は，1863年に，1885校（生徒数，26370人）へと急激な普及をみせていた[11]。

これらの学校は，今後，村落部学校普及の際の核となっていくものであった。教育省では，1863年に，当時の初等学校の教授指導書や教科書を執筆していた著名な教育学者，ゾーラトフ（Золотов, В. А. ）に，モスクワ県を中心とする4県の「村落の農民の読み書き調査」を依頼している。この調査結果は，『教育省雑誌』（1863年6月号，12月号[12]）で紹介されているが，そこでゾーラトフは，「国有地と皇室領に既に存在している学校の存続はぜひとも必要である。なぜなら，これらの学校は，農民の読み書きの拠点とならなければならない」と述べ，教区レベルの学校の教員をも養成する郷レベルの学校として，これらの両地の学校を利用，改編すべきであると提言している[13]。

これらの国有地と皇室領の村落学校については，これをどのように存続していくかが最大の課題であり，ここに，これらの地域の行政的再編の問題と，村落学校の財政移管の問題があった。前者の問題は，皇室領については，同領の農民に対する1863年6月26日付解放令[14]によって，国有地については遅れて，1866年1月18日付国家評議会見解[15]によって，基本的に改革が完了する。すなわち，地主地と同様な村落部の自治的な機能をも有する身分団体を基礎にした統一的な行政機構が成立していく。このことによって，村落部の初等学校の財政維持単位も成立する。

1863年6月26日付の皇室領農民に関する解放令において，この農民が，旧地主地の，1861年2月19日付解放令で規定されたものと同様の村落団体を編成することが定められ，特に，学校や教員の維持を，農民団体がひき続き存続するよう定められている。同規程，第20条では，「現在，皇

室領に存在する管区学校は，また，村落学校や農村学校も同様に，現在存在するその地において存続する。それらの維持とそれらの学校に在職している教員の奉給に対する支出は，ミールの郷に関する均等税から支弁される[16]」と存続が明記されている。その同様の内容について，教員に対する規定としては第14条２項で，「現在皇室領庁管轄の管区学校と村落学校に在職する教員は，その奉給を引き続き受けるものとし，これらの支出は，学校の維持に対する支出と同様に，郷の義務的な均等税をもってこれに充てることとする[17]」と規定されている。こうして，これらの学校は，農民団体からの税を基盤に，存続が図られることが予定された。

他方，国有地の村落学校については，先の国家評議会見解そのものによっては，学校の問題は決着はつけられず，この見解に基ずく翌1867年の３月６日付の元老院令によって，その学校維持財政の移管について，これまでの国有財産省から，ゼムストヴォが設置される諸県では，ゼムストヴォ機関へ，非ゼムストヴォ諸県では，農民団体へと移管するという判断が下されることになる[18]。これは，1866年１月の先の国家評議会見解によって，国有地農民が，1861年農奴解放の実施機関のもとに移管されるに伴い，国有財産省の農民からの税徴収制度が不可能となり，そのことによって，学校の維持費を保証できなくなったためであった。従って，少なくとも，1866年頃まで皇室領と同様に，国有地での，村落学校は，各々に属する農民からの税の徴収による学校維持政策が展開されており，どうにか存続を保っていたが，両官庁がその税制度を廃止にするに伴って，従来の学校の維持を，皇室領では，すべて農民団体へ，国有地では，農民団体（ゼムストヴォ機関が設置されない西部諸県）とゼムストヴォ機関（ゼムストヴォ県）に，移管していき，これは1868年頃に一応の解決を見[19]，これを機にようやく教育省の管轄のもとへのこれらの学校の管理の移行が完了する。つまり，旧来の村落諸身分の統合が完成するに伴う，村落学校の統一がここに完了するのである。ところで1864年初等国民学校規程第２条と1874年の改訂初等国民学校規程第２条を比らべればわかるように，後者では，初等国民学校を管轄する省庁として前者にはあった「国有財産省」と「皇室領庁」がはずされている。それは，以上の経過を示すものであり，前者が既に触れたように，過渡的な性格を有していたことも示している。

さて，以上の国有地及び皇室領での村落学校政策の存続，移管の方向に対して，教育普及が最も遅れている旧地主地では，1861年秋頃からようやく初等学校の設立が始まる。

この頃までに，内務省は，農奴解放の実施機関の最末端である農事調停官（多くはその地の地主）に対する回章において，国有地や皇室領と同様に「読み書きの学習から得る利益を農民に助言し，説得することによって，村落学校建設の措置をとる」ようにという指示を与えていたが，実際に農民が通学する条件を得る秋近くになって，学校設立事業は，農事調停官の上位機関，県農事機関に，委ねられるとして，次のことを指示している[20]。神の法教授は，司祭の間から選定された者を採用し，読み書き及び算術の初歩的規則は，僧侶またはその他の者に委られること，「特に有効と思われるのは，かかる科目の学習を郷書記に負わせること，その例として，郷書記の職務に採用する際の一つの条件とすること」，そして，県農事機関によって開設された学校については，県学校管理官に伝えることが義務づけられた[21]。

こうして，内務省は，県農事機関－農事調停官を通じて，これらの機関の任務が基本的に終わる1870年初めに至るまで，村落学校の普及を奨励することになる。旧地主地の農民（1861年３月以降は「一時的義務負担農民」と呼ばれる）への村落学校の普及はこのルートを通じて始められた。が他方，この旧地主地を含むロシア全土の教会付属学校の普及もこの頃から，宗務院 ── 地方正教監督庁 ── 地方教区司祭のルートを通じても再開される[22]。特に旧地主地では，内務省と宗務院

の普及策が絡み合う形で展開される。

1863年の教育省調査によれば，この一時的義務負担農民のための学校は，ヨーロッパロシア中央諸県37県の範囲で一応内務省の所轄にあるものとして，4961校（生徒数89571人）が存在した。（同調査で，国有財産省所轄の学校は，5492校，生徒数177394人，皇室領庁の所轄のものは，2127校，生徒数36546 人であった[23]）。この4961校はしかし，どのような設立経過によるものか明らかではない。現在のところ，これに関する資料は，2例だけである。解放初期の1862年3月1日時点のモスクワ県の県庁の報告によれば，同県の旧地主地の村落学校は44校が存在した。そのうち，18校が解放後設立されたものであり，その18校のうち，10校は，農事調停官の奨励によって村団が設立を希望して，4校は郷長によって，1校は郷書記によって設立されたものである。その他の学校は解放前か解放後か不明だが，地主による設立のものは，16校，僧侶によるものは12校，工場付属のもの1校であった[24]。チェルニゴーフ県では，7農事調停管区（7郡にあたる）で，解放後1863年末までに，50校が新設されていたが，そのうち，「農民自身」すなわち農民団体の設立によるものは，わずかに2校，地主によるものは3校，そして「正教管区当局の回章，指示に従って，教会司祭」によるものが45校であった[25]。この二例は，政策主体において著しい対照をなしており，同時に農事調停官による学校設立が，全土にそれ程徹底されなかったことも示している。モスクワ県での学校の新設18校のうち15校は農事調停官を背後に農奴解放後に生まれた村団，郷長，郷書記が設立に動いているのに対し，チェルニゴーフ県では，それはわずかに2校で見られるに過ぎない。しかし，チェルニゴーフ県の場合は，宗務院 ── 正教管区当局 ── 教区司祭のルートによって，学校の設立普及が顕著な形で進められている。このように各々が独自に政策を進める他に，ヴラディミール県ホールィ村やサマーラ県ブグルスラン郡では，農事調停官と僧侶が協力して学校開設にあたる場合もあった[26]。この他カルーガ県では，県知事，県学校管理官と県農事機関の代表2名から成る特別委員会をつくり，一時的義務負担農民への村落学校普及策を練るという形態もあり[27]，教育省が関わりを有している例もある[28]。以上のように，一時的義務負担農民を対象とする村落学校政策は，各々の県農事機関の裁量に委ねられ，実際には，内務省からの指示を通じての系統的な普及策の展開はなく，各県レベルでの独自の展開を遂げていたといった方がよいであろう。

以上に，国有財産省と皇室領庁そして内務省の村落学校普及策を検討して来た。その際に特徴的なことは，移管を展望しての前二者と新らたに普及を開始した後者との差異はあるが，いずれも学校の「利益」や「功利性」を農民に助言し，説得し，そのことによって農民の間に学校への「期待」を拡めようとしていたことである。政府の側からすれば，これは，農民自身の資金によって学校を維持させるという展望のもとに進められたものであった。その限りで，政府の農奴解放前後からの村落学校普及構想のうちの当面の策として考えられた部分の政策化は，以上の三省庁によって貫ぬかれていたといってよい。

註

(1) ЖМНП, 1860, №1, отд. Ⅶ, стр. 34.
(2) Там же, стр. 35－39.
(3) ЖМНП, 1860, №6, отд. Ⅶ, стр. 143－145.
(4) ЖМНП, 1860, №2, отд. Ⅶ, стр. 116－117.
(5) ЖМНП, 1860, №6, отд. Ⅶ, стр. 144.
(6) ЖМНП, 1863, №6, отд. Ⅲ, стр. 410－411.

(7) Там же, стр. 411.

(8) キセリョーフの解任後，1854年～1856年の学校数及び生徒は右の表1のとおり（Н. М. Дружинин, указ. соч., стр. 250.）。

表－1 1854～56年の国有地の初等学校及び生徒数

年度	学校数	生徒数
1853	2565	113351人
1854	2551	110994人
1855	2536	112460人

(9) Н. П. Милюков, Очерки по истории русской культуры, Часгь 2 — Церков и щкола —, СПб.,1905 (4－е изд.), стр. 381.

(10) А. С. Воронов, указ. соч., стр. 236.

(11) История уделов за столетие их существования, 1797－1897, Том 2, СПб., 1901, стр. 397.

(12) ЖМНП, 1863, №6, отд. Ⅲ, стр. 400－442；1863, №12, отд. Ⅲ, стр. 156－197.

(13) ЖМНП, 1863, №6, отд. Ⅲ, стр. 431－432.

(14) 「皇帝直属領，皇族領，皇室領の定住農民に関する規程」（Полное собрание законов Российской Империй, Сер. Ⅱ, том 36, отд. Ⅰ, №39792）。

(15) 「国有地農民の一般行政の改組について，及び，県，郡と当地方の一般農事機関の管轄下への移管について」（Там же, том 41, отд. Ⅰ, №42899）。

(16) Полное собрание законов Российской Империй, Сер. Ⅱ, том 36, отд. Ⅰ, №39792.

(17) Там же.

(18) Историко－статистический очерк общего и специалиного образования в России, Под ред. А. Г. Небольсина, СПб., 1883, стр. 70.

(19) ЖМНП, 1870, №1－2, отд. Ⅰ, стр. 29.

(20) В. В. Колпенский, "Сельская школа после крестьянской рефомы,"≪Архив истории труда в России≫, 1922, кн. 5, стр. 37.

(21) Там же, стр. 37－38.

(22) ЖМНП, 1862, №2, отд. Ⅳ, стр. 84.

(23) ЖМНП, 1864, №7－9, отд. Ⅳ, стр. 36.

(24) В. В. Колпенский, указ. статья, стр. 38.

(25) М. М. Сухомлинов, "Училища и народное образование в черниговской губернии", ЖМНП, 1864, №1－3, отд. Ⅲ, стр. 61.

(26) ЖМНП, 1861, №12, отд. Ⅳ, стр. 146－147；1862, №1, отд. Ⅳ, стр. 53－54.

(27) ЖМНП, 1861, №11, отд. Ⅳ, стр. 102.

(28) 解放初期の，1861年と1862年の各学区総監の報告書には，一時的義務負担農民の村団による学校が統計上に現われている。つまり，それが教育省の所管のものとして把握された村団立学校である。がこれは極めてわずかな数である（以下の表2を見よ）。

表－2 1861年，1862年の教育省管轄下村団立教区学校数 ※

学区名 / 年	サンクトペテルブルグ	モスクワ	ハーリコフ	オデッサ	カザーン	計
1861年	0	4	0	8	?	12 (+?) 枚
1862年	4	22	6	10	12	56枚

※ 表は，1861年度の各学区総監の報告書（ЖМНП, 1862, №7, отд. Ⅱ, стр. 65－66；№8, отд. Ⅱ, стр. 93－94；№11, отд. Ⅱ, стр. 120－121；№11, отд. Ⅱ, стр. 127）及び1862年度の同報告書（ЖМНП, 1863, №7, отд. Ⅱ, стр. 138－139；№8, отд. Ⅱ, стр. 278－279；№9, отд. Ⅱ, отд. Ⅱ, стр. 486－487；№10, отд. Ⅱ, стр. 137－138；№11, отд. Ⅱ, стр. 400）より作成。

結びにかえて

1860年代の初等学校制度改革の，一つの基本的側面を以上にみて来た。それは農奴解放に伴う村落学校制度の再編過程であった。従ってそれは，農奴解放の進展度合（地主地－皇室領－国有地という順での農民解放）によって規定され，1860年代後半にまで及ぶものとなった。1864年7月14日に成立する初等国民学校規程及びこれに基ずく政策は，その過程の中途にある，また，農奴解放直後の各省庁の代表によって確認された「予備的措置」の延長線上にあった過渡的なものであったといえる。それは二つの過渡性を，一方は農民の統一に向かっての，もう一方はそのうえでの国民学校の全般的設立に向かっての，両側面を有していた。前者の農民の統一の問題が基本的に解決された結果として，1864年初等国民学校規程は，当然にもその一部を改訂せざるを得なかった。しかし，後者の目標は，周知のとおり，達成されず，その意味でこの規程に基ずく政策は，その過渡的な性格をもち続けたものといえる。1860年代後半から1870年代のロシアでしばしば，政府が義務教育（主として学校の設置義務）の実施の可能性をにおわせる経過は，国民学校の全般的設立の展望を1860年代の初めに公表し，その実施を「約束」していたからである。

農奴解放の進展の度合に伴う1860年代の改革の過渡的な側面は以上のようなものであったが，一方，農奴解放の内容が初等学校改革にもたらした側面はこの改革の歴史的性格を問う上で特に重要である。それは，先に述べた，実現した課題－農民の統一と直接の関連を有している。それはひとことでいえば，1860年代の初等学制改革が，ロシアの身分制の再編に伴う学制改革であったということである。この時代の進展は，「農奴」の自由身分への昇格を通じて可能となった村落諸身分の単一な農民身分への統一という点であり，これと同等の身分である下層の都市自由身分とが，「国民学校」で教育を受ける「国民」として，制度的に包括されたというところにある。ここで現われた，初等学校で教育を受ける「国民」とは，身分制を排除するものではなく，むしろ，強固な身分制の上に存在するものであった。「国民学校」の維持は，村落では，農民団体によるものとされたが，それは政府によって，村落学校の「事業」が，「本質上」それに関わる農民団体すなわち農民の身分団体の利益に関わる事柄であるという位置づけがなされていた結果であり，この「国民学校」の身分制的性格をはっきりと示すものであった。また，その「国民学校」の課題は，解放前の国有地農民身分に適用されていたものを基本的にそのまま一般化する形で設定されたもので新らたなロシアの社会を展望するものではなかった。農奴解放令作成の過程で現われた，村落学校の課題は，いうまでもなく，第1に先取り的な治安対策であり，ここでの学校の意味は，やはり「宗教－道徳教育」を普及する場であった。

にもかかわらず，その同じ過程で位置づけられた，農民改革に伴う「あらゆる改革」の実現のため，また，「政府の命令を知る唯一の手段」と位置づけられた，「読み書き」普及の必要とは，先の課題とは異った性格のものである。このような意味で忠実であったある農事調停官は，農奴解放直後（1862年初め）に次のよう述べている。人々（地主たち）は，「農民には読み書きは危険であり，彼らは読み書きを覚えることを通して，ただくだらぬ訴えを起こしたり，偽造旅券を書いたり，現行の法やその類の法を誤って解釈したりするようになるだけだ」と語っていたが，「2月19日（農奴解放）は，一遍にこの信条をなくし，全く逆の形で問題を提起した。人々は新らたな秩序がやって来て，この同じ無知に重大な危機をみてとり，繰り返し別のことを，つまり読み書きのできない国民は，彼らに下賜された権利を身につけることはできないし無秩序の状態になると云い始めたのである[1]」と。農民自身が一般に読み書きについてどのように考えていたかはわからないが，

1863年頃プスコーフ県についてこれを調査したセミョーフスキーによれば，読み書きが必要であると述べた農民の見解のうちに「読み書きは神のことばを理解するために必要である」という考えの他に，次のようなものがあった。ひとつは，「農民事業に関する，また特に納税に関する規程や他の指令を読むために必要である，『今は出張所（Контор）が集めているが，そこが余計にとってないものかさっぱりわからぬ。わしらが，読み書きできるようになれば，全部読んで，そう自分らで，それで信じられる』」，また，「読み書きは，馬の提供について書かれてある回覧板を読むのに必要である，『板には命じられた駆り立てのために，〔馬を ― 筆者註〕出すことが書かれてあるんだが，字が書いてあるのを良く読むことができんし，それで駆り立てがなくても荷馬車を走らしていることがよくある』[2]」という「見解」を述べていた。ここには，農民改革に関する法令や政府の命令を知る手段として，読み書きが必要であるということが述べられ，政府側の読み書き普及の位置づけとその限りで一致をみているが，これが農民の立場から表明されていることは明らかであろう。ロシアの「国民」にとって，読み書きが一つの新しい意味をもとうとしたことは確かである。

このような新らたな芽を含みつつも，以上のように1860年代の初等学制改革が解放前の学校制度の再編を主要な内容としていたことは否めない。しかし，その再編過程は同時に，以上にみて来た村落学校制度が，従来の教区学校，郡学校，ギムナジア，帝国大学という学校体系を支配する教育省の手のもとに，移管－再編されていく過程でもあり，これに伴って，現われて来る初等学校に関する種々の制度，政策の変化が検討されなければならない。これは残された課題である。

註

(1) Н. П. Малиновский, "Роль крестьян в распространений народного образования в связи с освобождением их от крепосной зависимости", ≪Р. Ш. ≫, 1911, №2, стр. 60.

(2) И. Шарловский, "Народное образование по местным исследованиям", ≪Отечественные записки≫, том 154, 1864, стр. 164 ― 165.